



設楽ダムの建設中止を求める会

<http://no-dam.net/index.html> 第35号 2014年6月15日

「設楽ダム住民訴訟」の結果報告

2014年5月21日

設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫

2007年2月住民監査請求、4月名古屋地裁提訴、2010年6月30日判決（一審）、2013年4月24日名古屋高裁判決（二審）、いずれも不当判決で、上告しておりましたが、最高裁が2014年5月9日付けで上告棄却を決定し、通知してきました。

【最高裁第一小法廷の上告棄却決定について】（太字部分は、最高裁決定抜粋）

「第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2、本件を上告審として受理しない。 3 略

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項または 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。」

原告側が、洪水対策について 10.4 kmより上流の河道改修のほうが設楽ダムより費用的にも優れていること、流水の正常な機能の維持についてアユの最も重要な産卵場所を間違えていることなど事実を明らかにして主張したことについて、名古屋高裁の判決は、原告側は洪水対策については 11.6 kmより上流の河道改修、流水の正常な機能の維持についてはアユの産卵場所と主張していると、歪曲して原告側の主張を記載し、これに対して判断しています。

これは訴訟当事者の主張はその通り記載し、これに対して判断しなければならないという、裁判所の根本的義務に違反しているもので、裁判所としてあってはならないことです。

判決に記載すべき訴訟当事者の主張を、その通り記載せず、かつ歪曲して記載したのですから、これは上告理由事項を定めた民訴法 312 条 2 項 6 号「判決理由を付さない」に該当します。

しかし、最高裁は上記のように事実誤認又は単なる法令違反として、上告を棄却しました。

訴訟当事者の主張をその通り記載せずかつ歪曲して記載して判断することが許されるなら、裁判所は当事者の主張を無視して自分の都合の良いように何でもできることになります。このようなことが不当なもので許されないことは明らかです。

最高裁の決定はこのような名古屋高裁を容認した許されないものです。行政べったりの姿勢が最高裁にも蔓延していて、名古屋高裁の許されない判決を容認したのだと判断します。

最高裁判決は棄却でした。
しかし、私たちはこれからも設楽ダム事業の撤退を
さらに強く求めて運動を進めていきます。

●設楽ダムの建設中止を求める会ホームページに掲載しました。

（※1） 上告理由の要旨は、<http://no-dam.net/130704joukokuriyuuuoushi.pdf>

（※2） 上告受理申立て要旨は <http://no-dam.net/130705joukokujuriryuuuoushi.pdf>

第8回定期総会報告(2014年4月20日)

第8回定期総会を4月20日、豊橋市民文化会館第4会議室で開きました。

2013年度活動報告、2014年度活動方針案、2013年度会計報告、今年度予算案が承認されました。また設楽町の状況報告と地質地盤問題についての報告、質疑討論に続いて、決議案を報告し、承認されました。

以下、報告です。

決 議

設楽ダムサイト予定地上流左岸(田口・清崎側)の地質地盤の問題を放置して建設を強行してはならない!

【要約】

田口地区西側のダム湖の縁に当たる地山は、規模の大きい複数の断層・破碎帯が貫き、深部まで風化して地盤が不安定なことが平成19年度のボーリング調査で明らかになった。また、その南端の江ヶ沢方面については、南北方向の規模の大きい断層・破碎帯が江ヶ沢左岸の地山を横断して南側に続いていること、さらに、国の地質調査の不整合面の見積もりが誤っており、実際の不整合面はダム湖の満水位より下に位置することが、われわれの調査によって明らかになった。以上の二つの事実は、田口の市街地の東南東から西南西に連なる地山をとおして、水漏れがほぼ確実に生じることを示すものである。このまま、設楽ダム建設を強行するならば、田口・清崎地区の市街地および周辺地区への地すべりやそれに伴う津波、また漏水や、地下水の異常が地元住民の生命と財産を脅かし、深刻な被害や不安をひき起こす可能性が高い。これらの対策には、巨額の費用(税金投入)が必要となる。設楽ダムの建設中止を重ねて求める。

【はじめに】

設楽ダム予定地付近は地盤が悪い設楽ダムの建設予定地付近の地盤が悪いことは、電源開発による調査・撤退以来、設楽町民の間では知られてきたことである。事業者である国土交通省中部地方整備局は、「堅固な岩盤で、ダムの建設には支障はない」と述べているが、その言葉にウソ偽りはないだろうか?

ダムサイト予定地右岸の松戸側の小尾根には直径150mにおよぶ大規模な地すべり地塊があり、風化層が厚く覆っている。その尾根のすぐ北側に尾根に添う形で水田として利用されている谷地形があり、尾根全体が大規模な地すべりを起こしている可能性を指摘される二重山稜地形をなしている。ダムサイト左岸の清崎側でも、厚い風化層があり、また割れ目が多く水漏れの可能性が高い地盤が上下流方向に貫いている。これらの問題についても、しっかりした調査に基づいた解決がなされているとはいえない。

以上の点は以前から指摘されてきたことであるが、以下に述べるように、さらに深刻な問題が明らかになってきた。

【1】田口地区西側地山(寒狭川と田口の街の間の地山)について

H19年度設楽ダム田口田尻地区ボーリング調査報告書記載のJ2-3ボーリング2結果によれば、標高403.6mの孔口から深度約50mまで、ほとんどD級の岩質(岩盤が破壊されて土砂～角礫の状態となった状態)となっている。報告書のまとめによれば、「選択的に風化が進む閃緑岩の岩脈が分布することと併せて、(走向傾斜が示されている2本の断層(N10W55E、およびN83W26N)以外にも)走向傾斜の不明な複数の断層があると考えられ、周辺地山はダムサイトなどと比べると比較的深部まで岩盤に複雑な緩みが生じているものと判断され、湛水時に岩盤傾斜面が不安定化する可能性は否めない」と指摘されている。

【2】寒狭川沿いの大きな断層

なお、H12年度設楽ダム地質総合解析業務報告書によれば、設楽ダムのダムサイトの選定経過においては、上流案、中流案(上流)、中流案(基準)、下流案の4案が検討され、中流案(上流)が採用されて現在に至っている。このダムサイト選定の調査の中で、上流案の計画位置のボーリング調査(U1孔、H4年度実施)で、大きな断層破碎帯が寒狭川河床を上下流(南北方向)に貫いていることが判明した。H12年度報告書でF1と呼んでいる断層である。F1断層の走向傾斜はN20W60W、つまり、北から20度西の走向で、西に60度の傾斜で落ちているとされ、見かけ上11mの破碎帯を伴うとされている。これほど規模が大きい破碎帯をもつ断層であるにもかかわらず、推定長さを900mとして、それ以上の検討がなされていない。

【3】断層が地山を横断していれば、水は漏れる

H5 年度の報告書では、この断層が江ヶ沢から地山を横断して南方向に連続している場合には、水漏れの恐れがあることが指摘され、調査の必要性が述べられている。しかしながら、その後実施された「H9 年度設楽ダム線状模様調査報告書」において、この南北方向の線状模様(リニアメント)に関する調査は、全くなされておらず、この調査報告書を読んだのみでは、ここにリニアメントが存在することさえ気がつかないように書かれている。

われわれは、最近の現地調査によって、この南北走向のリニアメントに沿う大きな断層・破碎帯があり、田口南部の地山を横断して清崎方面に続いていることを確認した。900m の長さで国が推定しているのは過小で、少なくとも数キロメートルの長さはあり、幅10m 程度の破碎帯を伴っている。

【4】地質図(第三紀層と基盤岩との不整合面)の誤り

その外、最近の水没移転者用の宅地造成や道路工事で現れた露頭から、従来のダム事務所の調査報告で描かれている第三紀層と基盤の不整合面の位置が誤っていることが明らかとなった。添沢方面のみでなく江ヶ沢(田口の西・南端)3方面においても、不整合面がダム湖の満水位より下になっていると推定されることから、ダムサイト直上流左岸側でも不整合面と第三紀の礫層などから漏水する可能性が高い。

【5】ダムサイトを貫く断層

県道瀬戸設楽線の旧田口駅すぐ上のヘアピンカーブ地点で2012 年に地すべりで現れた露頭で確認された数メートルの破碎幅をもち、数10cm の断層粘土を伴う規模の大きい断層・破碎帯は、概略N45E40NW の走向傾斜で、北東方向の延長線上には田口中学の校庭、南西方向の延長線はダムサイト右岸に向かっている。この断層は、設楽ダム建設事務所が実施したこれまでの地質調査のどこにも記載されていない。

また、設楽ダム地質調査報告書の貯水池内の断層一覧表にd と名付けられている断層は、N45E75S の走向傾斜をもち、その南西方向の延長線はやはりダムサイトの中心に向かっているが、その推定の長さを500m としてダムサイトに届いていないものとし、それ以上の検討がなされていない。

このように、田口の街を支えている西側の地山には、無数の断層が走っており、ダム湖に湛水した場合に、地すべりを起こすばかりでなく、田口地区の地下への「みずみち」となって、地下水異常をひきおこす可能性が高い。

なお、ダムサイト地点の川底の深度100m 付近には大きな破碎帯があることがボーリングによって確認されている。

【6】まとめ

➤ れまで明らかになっていなかった断層の存在や、短く見積もられていた断層が実際には大きな破碎帯を持つ長いものであることが判ったことから、深層崩壊や地すべりの恐れが強まり、また、不整合面の見積もりが誤っていて漏水や、地すべりの恐れがますます高くなったといえる。ダム事務所が平成19 年度に実施したボーリング調査報告自体が、田口地区西方のダム湖の縁を成す地山について、「走向傾斜が認識できない断層破碎帯が複数あると考えられることから、…比較的深部まで岩盤に複雑な緩みが生じているものと判断され」と述べているとおり、湛水によって大規模な地すべりを起こし、田口の街を含む周辺地域に深刻な被害を及ぼす恐れがあることを指摘している。

ダムサイト上流の寒狭川沿いに確認されていた南北方向の900m の断層の延長が南に伸びていることが明らかになり、江ヶ沢方面の不整合面の見積もりが誤っていたことも重なって、漏水の恐れがますます現実味を帯びてきている。また、ダムサイトそのものを貫いている可能性がある複数の断層破碎帯があるにもかかわらず、ダムサイトのボーリング・データとの対応についての詳しい検討がなされていない。

以上のような状況を踏まえると、このままダム建設を進めるならば、大規模な地山の崩落やそれに伴う津波の発生により、また地下水の異常や漏水を含めて、田口地区、松戸地区、ダム直下の清崎地区など、ダム予定地周辺地域に対して取り返しのつかない人命と財産の損害をもたらす恐れがある。

国土交通省中部地方整備局は、設楽ダム再検証において、現行のダム案が複数の代替案に比べて最も安価で優れているとの結論を出したが、住民の生命と安寧な生活環境を壊すことは許されない。以上のことを勘案すれば、地滑りと漏水対策には莫大な費用の投入が必要となろう。現行のダム案がもっとも優れているというのは、国民を欺くものである。私たちは、設楽ダムの建設中止を強く求めるものである。



●2013年の活動報告

・住民訴訟関係等

2012.12.20 住民訴訟控訴審が結審、報告集会(兼)記者発表
2013.2.21 (声明)国土交通省中部地方整備局の設楽ダム建設事業の検証について
2013.2.1 会報号外「《東三河の水事情》豊川総合用水事業の評価と設楽ダムをめぐって」を発行
2013.3.3 中止を求める会第7回総会 2013.4.15 拡大幹事会
2013.4.24 控訴審「不当」判決 事前集会、報告集会(兼)記者発表:中止を求める会/原告団・弁護士声明
2013.5.22 拡大幹事会 2013.6.22 上告理由書を提出 判決文ならびに上告理由書は <http://no-dam.net/> に掲載。
2013.8.18 中止を求める会・臨時総会 2013.9.8 第59回愛知母親大会にて開催「設楽ダムはどうなるの？」
2013.11.9~10 第20回水源連総会(長崎・石木ダム) 会員3名参加 2013.12.10 拡大幹事会
2014.1.18~5回 早わかりパンフ編集会議 2014.3.28 国交省&中部地整に意見書、中部地整に公開質問書提出、

・設楽町長選挙

2013.10.15~20 「本体建設を認めず、地域の資源で町おこし」の候補を支援したが、現職の得票と得票率を大きく引き下げるも及ばずの結果でした。

・設楽ダム連続公開講座 ‘かわせみ’ 愛知県主催

運営チーム会議ならびに公開講座は、公開で、傍聴者の意見も反映される形の運営が行われました。中止を求める会として、愛知県主催の「設楽ダムの検証」連続公開講座(略称かわせみ)に参加(運営チーム会議は傍聴参加)して取り組みました。大村愛知県知事が2013年末に、中部地整の設楽ダムの再検証結果「現行設楽ダム事業計画が最も優れている」に対して、「意見なし」の態度表明をしたことは、この連続公開講座で事業の問題性が相当程度明らかになってきただけに、唐突な感じを受けました。

2012.7.28 第1回「とよがわ流域ってなに？」 2012.10.6 第2回「設楽ダムは何のため？」
2012.11.23 第3回「設楽ダムと三河湾の環境・生態系・漁業」
2013.2.11 第4回「設楽ダムへの投資と効果～愛知県財政とダム事業効果を考える」
2013.5.18 第5回「ダムが河川環境に及ぼす影響～魚類生息と土砂輸送に与えるダムの影響」
2013.8.3 第6回「豊川流域の水利用～水を通じて流域の未来像を考える」
2013.10.14 第7回「流水の正常な機能の維持のための手段とは」
2013.11.30 第8回「豊川の治水計画と治水対策」 2014.2.15 第9回「設楽ダムーダムサイトの技術と安全性」
2014.3.21 第10回「ダムと地域振興」

・協賛団体等

「設楽を歩く会」

2013.5.26

第3回田峯を歩く

2014.3.16

第4回清流公園を歩く
(写真 右:清流公園にて)



●2014年の活動方針



・住民訴訟関係

2013年6月に、最高裁へ上告しており、その結果を注視していきます。上告理由書、上告受理申立理由書は、<http://no-dam.net/>に掲載中です。裁判所が三権分立の原則に立って、行政の違法に対してきちんと対応するのか否かが問われるところです。

・国土交通省中部地方整備局に対して

お手盛りの再検証手続きを済ませた中部地整は、設楽ダム建設を本格的に進めてくると思いますが、設楽ダムの建設は、文字どおり「百害あって一利なし」です。事業者の中部地整に対して、意見書や公開質問書などを出し、対応を迫っていく取り組みを強めます。

・地質地盤問題 住民の取り組みを支援

とりわけ、田口及び周辺地区の地質地盤問題について、住民への情報提供(勉強会・現地を歩いて見る会)に取組み、住民みずからが国や町に対して要求を出せるような運動を起こすことが求められています。

・政治家・議員に対して

愛知県ないし東海ブロック選出の国会議員や県(市町)議会議員など、野党はもちろん、与党議員に対しても「設楽ダムの建設が地域の持続可能な発展にとって極めて有害であること」をしっかりとレクチャーしていく活動をやります。議員とのパイプを持っている方には、是非ご協力をいただきたい。

・続・かわせみ に対して

2014年3月の第10回セミナーでひとまず終了した愛知県主催の設楽ダム連続公開講座は、今年度どのような形で再開されるか、今のところ不明です。大村愛知県知事は、三河湾の再生の取り組みは続けるようですから、豊川から三河湾への流入水と供給される土砂が大切であり、そのためには設楽ダムの建設はやめるべきであることを引き続き訴えていく姿勢で臨みます。

・立木トラスト、土地トラスト

事業者が建設に本格的に取り組んでくる中、トラスト運動をしっかり担っていくことが重要です。11箇所の立木トラスト山ができ、3600名あまりの立木オーナーが運動に参加しています。当面、5000名を目標にオーナーの受付を進めていきます。地主さんの高齢化もありますので、若者の参加を得て、間伐や下刈りなどの山林の手入れができるような態勢を整えること、地主さんとの現地での交流会についても計画します。

・次世代・若者の参加をもとめて

私たちの組織「設楽ダムの建設中止を求める会」も結成からもうじき10年が経ちます。当初、私も60歳になったばかりでしたが、もうじき70歳になります。このまま組織が老いていけば、国土交通省など官は職員の新陳代謝で生き残っていきませんが、環境破壊に異議申し立てをする側は、負けてしまいます。運動を担っていく次の世代、若者にどうバトンを渡していくのかが問われています。

若者たちが参加しやすい形の「設楽を歩く会」のようなさまざまな団体との協力関係を結んで、若い人たちに協力を求めて行きたいと思います。次代を担う若者が、自分たちの将来の環境を自分たちで創っていくという自覚をもてるように、協同して取り組みができることを目指したいと思います。会員の皆さまも、ぜひ、お知恵を出して、若者の参加の輪が広がるような取り組みをお願いします。



代表・副代表の人事の若返りも含めて、持続可能な組織への発展を検討していきます。

2013年会計報告 (2013, 01, 01～12, 31)

入金		出金	
前年度繰越金	174, 143		
会費	326, 000	訴訟費用	400, 420
カンパ	315, 850	通信費	146, 970
立木トラスト参加費	37, 000	広報費	64, 125
パタゴニア助成金	205, 776	立木トラスト運動費	135, 453
		会場・事務費・その他	139, 016
合計	1, 068, 769	合計	885, 984
差引残高	182, 785	(次年度繰越)	182, 785

2014年予算

入金		出金	
前年度繰越金	182, 785		
会費	400, 000	通信費	300, 000
立木トラスト参加費	500, 000	広報費・	800, 000
		立木トラスト運動費	300, 000
カンパ	7, 055	講演会等行事費	110, 000
パタゴニア助成金	260, 160	会場費・事務費・その他	140, 000
合計	1, 350, 000	合計	1, 350, 000

以上が承認されました。

中部地整が回答をホームページに掲載しました。

会報34号でお知らせしました、2014年3月28日付で提出していました公開質問状の回答が、6月11日に中部地整ホームページ（以下のアドレス）に掲載されました。回答を別紙に印刷しましたので同封します。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/08faq/pdf/koukai.pdf>

「設楽ダム建設中止を求める会」の質問事項を以下の5点です。

- 【質問1】 中部地方整備局長は、上記平成4年度設楽ダム地質調査報告書が述べている「ダムサイトの懸案事項」の存在を認めますか？
- 【質問2】 上記の懸案事項のうち、これまでの調査により、問題が解消した項目があれば、その項目を示して、どのように解消したのか説明してください。
- 【質問3】 上記の懸案事項のうち、現状で解決していない項目を全て列挙し、具体的な問題の内容について、説明してください。
- 【質問4】 上記平成4年度報告書が述べている問題以外に、懸案となっている地盤・地質についての問題があれば、説明してください。
- 【質問5】 中部地方整備局は、設楽ダム建設事業の再検証で、複数案のうち、設楽ダムの建設（現行）案が最も安価との結論をまとめていますが、地質地盤の状況によっては、ダム建設の費用がかさみ、他の案に比べて割高になる可能性があることを認めますか？

設楽はいま



設楽町名倉の住民のみなさんが半年にわたって取り組んでいる巨大風力発電問題。2428筆の署名を集めて6月3日に町議会、町長宛に提出しました。

写真は横山町長に要望書と請願書を渡す「名倉風力発電問題を考える会」代表金田靖三代表(東日新聞から)

・以下は東愛知新聞 6月4日付より抜粋

山頂付近の風車建設計画について、住民グループ「名倉風力発電問題を考える会」(金田靖三代表)などは3日、約2400人分の建設反対署名を添えて請願書などを同町の横山光明町長と山口伸彦議長に提出した。

計画では、全高120メートル、出力2300キロワットの風車3基が設置される。風車から1.5キロの範囲内に、集落や小学校、保育園があることから、同会は低周波音の振動による、健康被害の懸念を訴えている。

金田代表によると、計画は昨年9月に持ち上がり、事業者による住民向けの説明会が同月と12月の2回開かれた。その間、騒音などについて明確な回答が得られなかったため、金田代表が同会を立ち上げ、勉強会などを行ってきた。

勉強会では、3月に同事業者が静岡県牧ノ原市に設置した風車を見学し、地元の住民らから低周波音による耳鳴り、不眠などの症状があることを聞いたという。署名活動は、4月20日ごろから始め、名倉地区の住民のほか、足助病院の医師・職員、福祉施設の家族会、町外の人たちから計2428人の署名が寄せられた。町議会では、12日の建設委員会で検討、定例会最終日の24日に採決を行い、議会として判断を下す。(以上)

今回問題となっている件は、名古屋の電気土木の企業が、2000kWの巨大発電機3基を設置するという事業で、地元で立ち上げた事業ではありません。地域に吹く風で得られた収益は地元に戻元されずに、騒音や光の点滅(航空標識)などの環境悪化をもたらされるわけです。

住民の健康や安全を前提として、住民の懐が暖まり、環境保全・改善が進む方向で、自然エネルギーの利用を進めていくくみを整えることが望めます。

なお、言うまでもありませんが、設楽町が抱えている設楽ダム建設問題は最悪の環境悪化をひき起こし、地元住民にとって何の利益にもなりません。

住民運動を盛り上げて、是非とも止めなければなりません。(市野)

懇親会を開きます！

・7月12日皮むき間伐教室が開催されますが、その日の夕方懇親会を開催します。(フォーラム参加事業ではありません。)

皮むき間伐実践教室に参加されない方は、直接会場となる「みのや」へお越しください。

- ・会場:津具「みのや」 会費:3,000円(飲み代は別途徴収)
- ・宿泊も可(宿泊の場合、朝食付きで5,200円が加算されます。)
- ・問合せ:090-7698-3652 okumiya@xj.commufa.jp(奥宮)



懇親会参加申込書(別紙)からお申し込みください。

イベント案内

- ・当会も協賛団体になっています「設楽を歩く会」では愛知県主催「第8回人と自然の共生国際フォーラム活動助成事業集〜愛知の森林・里山」の“持続可能な社会へ向けた人づくり”に「豊川流域自然学校」(代表 柴田健司)と「設楽・里山森林プロジェクト」を結成し、参加しました。そして参加事業7団体の一つに選定されました。ぜひ、ご参加ください。(事業内容、申込方法等は同封した「案内」をご覧ください。)

事業内容

- 第1回 第5回設楽を歩く(小水力エネルギーを学ぶ) 2014年5月18日(日)(終了しました)
- 第2回 国蝶・オオムラサキの羽化観察 6月29日(日)(定員20名)
- 第3回 皮むき間伐実践教室 7月12日(土)(定員30名)

- ・この事業の発表は以下の日程で行われる予定です。こちらへもぜひ足を運んでください。

10月4日(土) 10:00〜 会場: パルティ瀬戸アリーナ

・活動発表と意見交換会 ・ファシリテーター 田中隆文名古屋大学教授

10月25日(土) 10:00 会場: 地球市民交流センター

・フォーラム本体 各展示ブースからの生中継で活動助成団体の発表などを行います。

・午後 講演会/講師 畠山重篤(NPO 法人 「森は海の恋人」理事長)

- ・上記事業とは別に「設楽を歩く」ではあいち自然ネット主催事業「親子おもしろ自然体験」を県と共催で行うことになりました。設楽で川遊びを行う予定です。

「導水路」中止裁判判決言い渡し日が決定しました。

【導水路は要らない! 愛知の会】

日時: 7月24日(木) 10:00〜

場所: 名古屋地裁・1号大法院

※ 9:30〜裁判所正面の歩道で事前集会

裁判終了後 弁護団による判決文解説と声明文発表

2014年度総会&「控訴」集会

日時: 8月3日(日) 14:00〜16:30

場所: 名古屋・東別院会館2F・椿の間

講演: 朝日新聞伊藤編集員(予定)

DVD 上映と講演会 【豊橋の情報公開を進める会】

宮沢・レーン事件と秘密保護法

- ・宮沢・レーン事件のDVDを観ます。
このDVDは戦時下の「軍機保護法(秘密保護法)」の怖さを伝えるもので、知られざる日本の歴史的**事件**を掘り起こした問題作。
- ・講演: 北村 栄弁護士

(秘密保護法に反対する愛知の会)

とき: 8月30日(土) 午前9:30〜正午

ところ: 豊橋市民文化会館リハーサル室

会費: 500円

※ 当会は秘密保護法廃止を求める東三河の会の賛同団体です。ぜひご参加ください。

編集後記:

総会報告が遅くなって申し訳ありませんでした。この間3月28日に中部地裁に提出した公開質問状の回答を、電話で請求し、県政クラブに投げ込みしたりと...あきらめかけた時に中部地裁から電話が入りました。5月9日には最高裁で棄却判決...最上小国川ダムを今の漁協組合長は容認した、だと。集団的自衛権が憲法解釈で行使容認されそう...金と数の力で民主主義はかなぐり捨てられ、国民主権は風前の灯火か...。しかし、だから、がんばるっきゃない、と思うこのごろです。(O)



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://no-dam.net/>

代表 市野和夫 ichinok7@mx3.tees.ne.jp

郵便振替の口座番号: 00870-1-134146 加入者名: 設楽ダムの建設中止を求める会

他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089(ゼロハチキウ店) 当座 0134146】

設楽ダムの中止を求める会の年会費は2000円です。

事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp

夏！懇親会

のご案内



- ・と き：7月12日（土） 午後5：00頃～
- ・参加費：3,000 円（飲み代は別途徴収）
- ・宿泊も可：宿泊される方は5,200 円（朝食付き）追加になります。
- ・会 場：津具 「みのや」（☎ 0536-83-2156 北設楽郡設楽町津具字寺屋敷 11-5）

津具商工会からの情報です。 愛知県奥三河の静かな山のお宿 旅館みのや

愛知県最高峰芝桜で有名な茶臼山の麓、設楽町にあります。古い歴史と伝説、文化に支えられた標高 680m の津具高原の中心部ののどかな田園風景に囲まれた静かな山のお宿です。

アットホームな雰囲気でごつろいでいただけます。ゴルフやトレッキング、溪流釣りの拠点にもどうぞ。

愛知県設楽町津具では、6 月中旬から 7 月上旬までいたるところでゲンジボタルやヘイケボタルなどを見ることができます。夜間は少し冷えるので 1 枚上着があると安心です。

当日の日中は「設楽・里山森林保全プロジェクト」の第 3 回 皮むき間伐実践教室が行われます。この教室に参加される方は、終了後津具の会場に向かうことになります。懇親会の方の参加の方は直接会場となる「みのや」へお越しください。車の手配が必要な方などは申込用紙でおしらせください。懇親会では、世代を超えて親睦が行われればいいかな、と思っています。名倉の風力発電設置問題の闘いなど地元の近況などお伺いし、上流・下流住民の意見交換もできれば、と思っています。

・問合せ：090 - 7698 - 3652 okumiya@xj.commufa.jp（奥宮）

懇親会参加申込書

FAX：0532-54-7305 7月3日までお願いします。

メールでも OK です。（okumiya@xj.commufa.jp）

- ・該当する箇所へ○をしてください。 懇親会のみ ・ 懇親会＋宿泊
- ・車の手配が必要な方は以下にご記入ください。（豊橋駅、豊川駅などから乗り合わせになります。）

詳しくお願いします。

お名前

ご住所

☎または携帯

